**【様式１】**

**質問書**

令和７年度島根県警察職員募集パンフレット及びポスターの企画・制作提案競技について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者名

|  |
| --- |
| **（質問の内容）** |

※質問はこの用紙に記入の上、11月13日（水）正午までに「[sp-saiyou@pref.shimane.lg.jp](mailto:sp-saiyou@pref.shimane.lg.jp)」宛て

E-mail送信または「0852－26－3988」へＦＡＸ送信してください。

**【様式２】**

令和　　年　　月　　日

**辞退届**

令和７年度島根県警察職員募集パンフレット及びポスターの企画・制作提案競技について

　　　　　　　提案競技への参加を辞退します。

　　　　　　　　　　　　　　　会社名

　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名・印

**【様式３】**

**会　社　概　要　書**

|  |  |
| --- | --- |
| 単独法人またはコンソーシアム代表者 | |
| 会社名  （代表者職・氏名） |  |
| 所在地等 | 〒  ＴＥＬ(　　　)　　－　　　　／　ＦＡＸ　　　－  Ｅ-Ｍａｉｌ  担当者（職・氏名）・Ｅ-Ｍａｉｌ |
| 設立 | 年　　　　月　　　　日 |
| 資本金 | 万円 |
| 従業員等 | 役員　　　　名　　　従業員　　　　　名　　計　　　　　名 |
| 事業内容 |  |
|  | |
| 振込先  （提案競技参加料） | 銀行名　　　　　　　　　　　支店名  口座種別　　　　　　　　　　口座番号  口座名義人（カナ） |
| コンソーシアム構成員 | |
| 会社名  （代表者職・氏名） |  |
| 所在地等 | 〒  ＴＥＬ(　　　)　　－　　　　／　ＦＡＸ　　　－  Ｅ-Ｍａｉｌ  担当者（職・氏名）・Ｅ-Ｍａｉｌ |
| 設立 | 年　　　　月　　　　日 |
| 資本金 | 万円 |
| 従業員等 | 役員　　　　名　　　従業員　　　　　名　　計　　　　　名 |
| 事業内容 |  |
|  | |

**【様式４】**

令和　　年　　月　　日

　島根県警察本部長　殿

　　　　 住　　　　　所

　　　　商号 又は 名称

　　　　代表者(職)氏名 ,

**役　員　名　簿**

　当社の役員は、次のとおりです。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ※１  区分 | (ﾌﾘｶﾞﾅ) ※２  氏名 | 性別 | ※３  生年月日 | 住所 |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |

※１　「区分」の欄には代表取締役、役員、監査役等の役員名称を記載する。

※２ 氏名にはフリガナを記載する。

※３ 生年月日は和暦で記載する。

※４　 コンソーシアムによる参加の場合は、構成員ごとに記載すること。

**【様式５】**

令和　　年　　月　　日

**誓　約　書**

　島根県警察本部長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　 在 　地

会社(団体)地

代表者職氏名

　令和６年10月21日付けで公告のありました「令和７年度島根県警察職員募集パンフレット及びポスターの企画・制作業務」委託に係る提案競技に関し、下記の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

１　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号のいずれかに該当しない者であること。

２　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後２年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

３　国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

４　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規

定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団

員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

５　島根県警察本部が業務委託に係る打合せが必要だと認める場合に、島根県警察本部において

随時協議を行うことができる。